

本庄市子どもの学習・生活支援事業業務委託公募プロポーザル募集要項

1 概要

本庄市は、市内に居住する生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、中学校卒業後未進学者、高校生、高校中退者及びその保護者等に対して、学習意欲の向上や基本的生活習慣の形成、及び保護者の就学意識の向上などを支援する事業を行い、高等学校進学及び卒業等の重要性を理解させるとともに、基礎学力の向上を図ることにより、高等学校への進学及び卒業後の進路決定までを包括的に支援する事業を、一部委託する形態で実施する。

これらの事業の実施には対人援助に係る高度な専門性及び技術力を有する人材を必要とするものであることから、高度な専門性や技術力、豊富な経験を有した民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施するものである。

2 業務委託の内容に関する事項

(1) 業務名

本庄市子どもの学習・生活支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「本庄市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」による。

(3) 業務委託の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託料上限額

74,661千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本業務委託の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で予算見積調書が提出された場合、選定委員会審査への参加及び契約が可能となる。見積額が委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当す

る者。なお、同条中の「都道府県等が適當と認めるもの」とは、過去5年間に、国又は地方公共団体での類似業務を行った実績を有する団体とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第3条の規定により本庄市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年本庄市告示第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

4 委託業者選定スケジュール

項目	日程
公告	令和7年12月12日（金）
質問書提出期限	令和7年12月22日（月）
質問回答期限	令和7年12月26日（金）
参加申込書提出期限	令和8年 1月13日（火）
参加資格審査通知（発送）	令和8年 1月16日（金）
企画提案書の受付開始	令和8年 1月20日（火）
企画提案書の提出期限	令和8年 2月 2日（月）
審査実施日	令和8年 2月12日（木）
審査結果の通知	令和8年 2月19日（木）
契約の締結	令和8年 2月下旬

5 質問書の提出について

本件プロポーザルに関する質問については、質問書（様式10）により、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月22日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式10）を電子メールで送信すること。なお、送信後は必ず電話にて送信確認を行うものとする。
- ※口頭での質問は受け付けないものとする。
- (3) 回答方法 質問に対する回答については、全ての質問をとりまとめた上で、令和7年12月26日（金）午後5時までに市ホームページへの掲載により行うものとする。
- ※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業名、選定委員等）は受け付けない。

6 参加申込書等の提出について

- (1) 提出期限 令和8年1月13日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
- ・参加申込書（表紙）
 - ・団体概要調書（様式1）
 - ・業務受託実績調書（様式2）
 - ・法人等履歴事項全部証明書
 - ・その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等可能）
- (3) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留とし、提出期限内に必着のこと）
- (5) 提出場所 8のとおり
- (6) 審査結果 令和8年1月16日（金）に郵送で通知する。
- (7) その他 複数事業者が共同して当該事業に参加する場合は、代表事業者が参加申込書等を提出するものとする。このとき代表事業者以外の事業者は、参加申込書等の内容を別紙（任意様式）に記して、業務委託実績及び事業者の概要を表すものを併せて提出すること。

7 企画提案書の提出について

- (1) 提出期間 令和8年1月20日（火）から2月2日（月）午後5時まで
- (2) 提出書類
- ・企画提案書（表紙）
 - ・事業の実施体制（様式3）
 - ・事業実施に当たっての提案（1）（様式4）

- ・事業実施に当たっての提案（2）（様式5）
- ・事業実施に当たっての提案（3）（様式6）
- ・事業実施に当たっての提案（4）（様式7）
- ・事業実施に当たっての提案（5）（様式8）
- ・見積書（様式9）

※見積書は、単年度ごと及び3年度合算分それぞれ用意すること。また、見積額には、消費税及び地方消費税の額を明示すること。消費税非課税団体の場合はその旨を明示すること。

- (3) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。）
(5) 提出場所 8のとおり

8 事務局（問合せ先・提出場所）

〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3-5-3

本庄市福祉部生活支援課 福祉総合支援係

0495-25-1197（電話）

0495-71-4508（ファクシミリ）

fukusisoudan@city.honjo.lg.jp（電子メール）

9 業務受託候補者の選定に関する事項

子どもの学習・生活支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

（1）審査基準

ア 評価は選定委員審査による評価点を基に行う。

イ 選定委員審査による評価点は、選定委員1人当たり50点満点、合計250点満点とする。

ウ 「本庄市子どもの学習・生活支援事業公募プロポーザル募集要項」2(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とし、プレゼンテーションに参加でき

ない。

エ 選定委員によるイの審査の結果、評価点が250点満点中150点に満たない場合には選定対象としない。

オ 選定委員会は、以下の「選定委員審査に係る評価項目及び評価の視点」により、企画提案書の内容及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に判断し、選定委員会が最も優れていると認める者を最優秀企画提案事業者として選定する。評価の結果、総合点数が最も高い参加事業者が複数いた場合は、選定委員会で協議し、決定する。

本庄市は、選定委員会の審査を基に、総合的に判断して当該事業の業務受託候補者を選定する。

選定委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施方針・実施計画 (15点)	<ul style="list-style-type: none">事業目的の理解度目標達成に向けた実施方針の明確性提案内容の独自性実施手法の的確性・スケジュールの妥当性
2 業務の実施体制・実施手法 (25点)	<ul style="list-style-type: none">実施体制自立相談支援事業等の他の事業及び関係機関との連携アウトリーチ（訪問活動）に関する手法ボランティアの確保や研修計画、事業の成果測定に関する大学との連携学習教室の運営に関する手法（教室を他の自治体の学習支援事業と共同で運営する場合の手法を含む。）
3 価格 (10点)	<ul style="list-style-type: none">提案内容に対して価格は適当か。

（2）審査

ア 日時 令和8年2月12日（木）

イ 会場 本庄市が指定する場所

ウ 提案時間 1事業者当たり概ね60分（説明30分、質疑20分）

エ 内容	企画提案書の説明
オ 出席人数	プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者当たり3人以内とする。
カ 使用機器	パソコンやスクリーン等の持込機器の使用は可とするが、全て参加事業者の持込とする（電源の提供は可）。機器の設置に必要な時間は、説明時間に含まないが、目安は5分程度とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は令和8年2月19日（木）に郵送で通知する。

10 委託契約

選定された受託候補事業者と本庄市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。なお、受託候補事業者契約締結の合意に至らなかつた場合は、原則として次点受託候補事業者と協議を行うものとする。

11 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 3（参加資格要件）の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加申込書等及び企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要項に適合しなかつたとき。
- (3) 参加申込書等及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 参加申込書等及び企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 参加申込書等及び企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、本庄市ホームページへの掲載により周知を行う。
- (2) 提出された参加申込書等、質問書及び企画提案書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに説明会及び審査への参加費用は全て参加者の負担とする。

(4) 提出書類等は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、本庄市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(5) 参加申込書等を提出した者が本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに文書で本庄市福祉部生活支援課長に届け出ること。

(6) 業務受託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。

(7) 複数の事業者が共同して、当該事業に参加することができる。この場合、事業者間の意思決定や当該事業業務委託に責任を持つ者（代表事業者）を決定し、事業者間の役割分担を明確にすること。

また、共同する全ての事業者が③に規定する参加要件を満たしていること。

(8) 当該事業の実施につき、本庄市議会で業務委託期間中の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、本事業の一部または全部を実施しない場合がある。

(9) 当該事業の実施につき、業務委託期間において厚生労働省による国庫補助金の内示額に基づく事業費が④の（4）委託料上限額のうち、その年度の契約額を下回った場合、業務委託期間内であっても委託契約額を変更することがある。